東北運輸局報

東北運輸局マスコット
“とうほくろっ犬”

第１２６２号　令和元年１０月２１日　http://wwwtb.mlit.go.jp/tohoku/

目　次

公示　一般乗用旅客自動車運送事業における運賃及び料金に関する認可申請　1

公　示

道路運送法施行規則第５５条の規定により、次のとおり公示する。
なお、利害関係人で道路運送法第８９条第２項の規定により意見の聴取の申請をしようとするものは、同法施行規則第５７条の規定に基づく申請書をこの公示の日から１０日以内に当局自動車交通部に提出すること。

令和元年１０月２１日

東北運輸局長　吉田　耕一郎

（公示番号第５２号）
事案の種類：一般乗用旅客自動車運送事業における運賃及び料金に関する認可申請

事案番号	申請者	申請年月日	事案の概要	関係営業区域	備考
１旅二第１６１５号	たかのす・ひかりタクシー（株） 代表取締役　岩谷　忠男	R1.10.2	別表のとおり	北秋田郡、大館市（旧北秋田郡十二所町、長木村、上川沿村、下川沿村、二井田村、真中村のみ）	

別表

事　案　の　概　要

運賃及び料金の変更認可申請

・時間制運賃の加算時間の短縮

車種	運賃	
	初乗運賃30分	加算運賃
特大車	4,850円	10分まで　1,620円 20分まで　3,240円 30分まで　4,850円 （以降３０分ごと繰り返し）
大型車	4,800円	10分まで　1,600円 20分まで　3,200円 30分まで　4,800円 （以降３０分ごと繰り返し）
中型車	4,280円	10分まで　1,430円 20分まで　2,860円 30分まで　4,280円 （以降３０分ごと繰り返し）
小型車	3,460円	10分まで　1,150円 20分まで　2,300円 30分まで　3,460円 （以降３０分ごと繰り返し）